



たじみ監督署 安全衛生だより

平成24年の労働災害発生状況

平成24年における休業4日以上労働災害発生状況は、全産業で278件(1月末の速報値)で、前年の同じ時期と比べ15件の増加となっています。主な業種別では、製造業で118件(前年比16件の増加)、建設業で36件(前年比15件の増加)となっています。

このような状況の中、製造業について事故の型別労働災害発生状況を見ますと、「はさまれ・巻き込まれ」災害が50件発生しており、全体に占める割合が42%となっています。災害発生状況は、機械の清掃をする際や機械の不具合を解消する際に機械を停止せずに行って機械に巻き込まれた災害等で、安全意識の低下が根本にある災害が目立ちました。

このことから、安全意識の高揚を図るための安全衛生教育の充実やリスクアセスメントをはじめとする、自主的な安全衛生活動を推進し、労働災害防止を図ることが重要になっています。

近道、省略行為はやめましょう！！

人間は、急ぎの仕事をこなそうとする時、心理的にどうしても近道、省略行為になりがちです。「簡単な作業だから」、「短時間の作業だから」と近道、省略行動をしても大丈夫と思いませんか？しかし、労働災害は一瞬のうちに起こります。

次のような行動をとっていませんか？

- 決められた通路以外のところを通ったり、階段や段差を飛び降りる
- 機械を停止せずに修理、清掃、点検等の作業をする
- 機械設備の可動範囲内に入る
- 用途の違う機械、道具等を代用している

業種別労働災害発生状況

(多治見監督署管内)

	平成24年	平成23年	対前年 増減数	対前年 増減率	構成比	(参考) 平成22年
全産業	278	263	(2)	15	5.7%	280 (6)
製造業	118	102	(1)	16	15.7%	93 (2)
うちパルプ・紙等	12	3	9	300.0%	4.3%	7 (1)
うち窯業土石	34	32	(1)	2	6.3%	36
うち機械金属	33	33			11.9%	21 (1)
建設業	36	21	(1)	15	71.4%	42 (3)
運輸業	30	32	-2	-6.3%	10.8%	21
卸・小売業	22	20	2	10.0%	7.9%	27
通信業	13	11	2	18.2%	4.7%	16 (1)
ゴルフ場	18	22	-4	-18.2%	6.5%	25
上記以外	41	55	-14	-25.5%	14.7%	56

本統計は、平成25年1月末日までに労働者死傷病報告により報告のあった休業4日以上死傷災害を集計したもので、カッコ内の数は死亡災害を内数で示したものです。

構成比は小数第2位を四捨五入しているため、各業種の合計が100%にならない場合があります。

労働災害が発生したら労働者死傷病報告は遅滞なく提出しましょう

安全衛生教育について

多くの事業場で労働者を雇い入れた時や作業内容を変更した時に、仕事の内容や作業の進め方などについての教育を行っていると思いますが、そうした中で見過ごされがちなのは「安全衛生教育」です。

職場に一步入れば発生する可能性があるのが「労働災害」や「職業性疾病」です。これらを未然に防ぐ知識を付与するため、遅滞なく適切な教育を実施してください。

また、新たに職務に就くことになった職長や班長等に作業方法の決定、作業配置、部下の指揮監督の方法等について教育を行ってください。

雇入れ時等の教育

事業者は、労働者を雇い入れた時、作業内容を変更した時、危険又は有害な業務に就かせる時は、当該労働者に対し安全衛生教育を行わなければなりません。(労働安全衛生法第59条)

雇入れ時及び作業内容を変更した時は、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のために必要な事項について、教育を行わなければなりません。ただし、令2条第3号に掲げる業種(総括安全衛生管理者を選任すべき事業場のうち、その他の業種)の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができます。(労働安全衛生規則第35条)

機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること

どんな機械、設備、原材料などに危険性や有害性があるかどうかを教育する。自社で扱っている機械や材料を中心に、それらが原因となり得る労働災害や職業性疾病にはどのようなものがあるか、それらを安全に扱うにはどうするか、知識を付与するものである。

KY活動を教えることも有効である。



安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること

機械などには、災害や疾病を防ぐための装置が備わっていたり、作業によっては保護具の着用が必要な場合があります。

作業に慣れてくると安全装置を外して作業を行い被災するケースもあり、新入社員の時点で安全装置や有害物抑制装置の適正な稼働が作業の条件だと教えることが大切です。また、保護具についても同様であり、実物を使用して取扱い方法を教育すると効果的です。

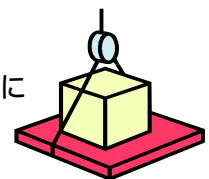


作業手順に関すること

労働災害や職業性疾病は、機械や材料からそのまま引き起こされることはほとんどなく、多くは作業を行う過程で発生しています。そこで正しい作業手順を教えることにはなりますが、作業が具体的になるほど集合教育では行いにくいものです。まずは、集合教育で職場の共通ルール(構内の歩行の原則や簡単な運搬方法等)をきちんと示し、実際の作業を行うなかで、安全な作業手順を教えることが効果的です。

作業開始時の点検に関すること

点検は、安全衛生の基本のひとつであり、作業開始時の点検をおろそかにしたために発生した災害事例もあります。各点検等はチェックリストが用いられることが多く、リストに沿ってチェックすれば「あるべき安全な姿」になります。



当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること

主として職業性疾病についての教育であり、身体に有害な化学物質や有機溶剤、粉じんなどの吸引や接触で疾病を発症したり死亡に至ることを教えるものです。

整理、整頓及び清潔の保持に関すること

安全衛生の基本です。安全衛生成績が良好な作業場は、整理整頓が行き届いているところが大半で、「整理、整頓」と作業服装をきちんとさせることもぜひ教えておきたいものです。

事故時等における応急措置及び退避に関すること

事故が発生した際に対応の仕方次第で被害を最小限に抑えることができる場合もあるので、速やかな報告や連絡の手順を明確にしておくことが重要です。また、一歩進んで救急措置の方法なども実技とともに教育することも必要です。

前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

リスクアセスメントについて
メンタルヘルスについて
交通労働災害防止について など

職長等の教育

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するとき(下表)は、新たに職務につくこととなった職長その他作業中の労働者を直接指導または監督する者(作業主任者を除く。)に対し、厚生労働省令で定めるところ(下表)により、安全又は衛生のための教育を行わなければなりません。(労働安全衛生法第60条)

職長等の教育を行うべき業種(労働安全衛生法施行令第19条)

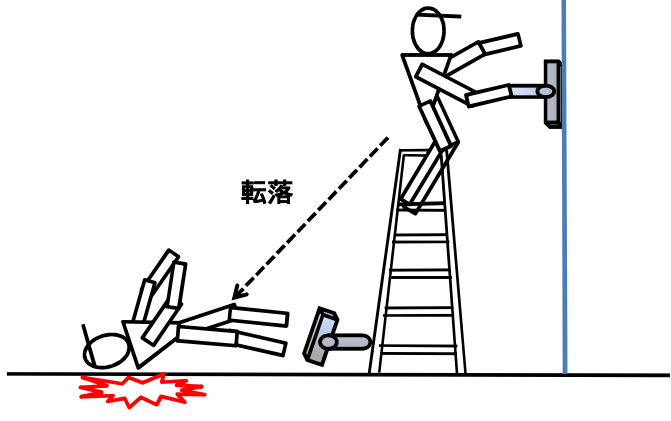
1. 建設業
 2. 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ. 食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
 - ロ. 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)
 - ハ. 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ. 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)
 - ホ. 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
3. 電気業
4. ガス業
5. 自動車整備業
6. 機械修理業

職長等への安全衛生教育の内容(労働安全衛生規則第40条)

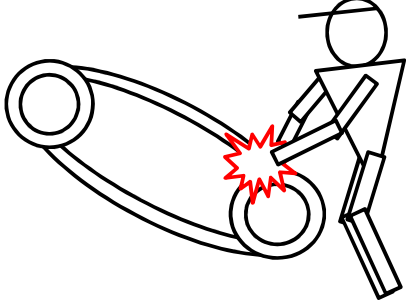
事 項	時 間
作業方法の決定及び労働者の配置に関する事項	2時間
1. 作業手順の定め方 2. 労働者の適正な配置の方法	
労働者に対する指導又は監督の方法に関する事項	2.5時間
1. 指導及び教育の方法 2. 作業中における監督及び指示の方法	
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置(リスクアセスメント)に関する事項	4時間
1. 危険性又は有害性等の調査の方法 2. 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3. 設備、作業等の具体的な改善の方法	
異常時等における措置に関する事項	
1. 異常時における措置 2. 災害発生時における措置	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事項	2時間
1. 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 2. 労働災害についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	

【災害事例】

事例(1)

発生概要		脚立に乗り窓ガラスの清掃中に転落									
業種	ビルメンテナンス業	職種	清掃	年齢	30代	性別	男	災害程度	休業3週間	経験	4年
発生状況	契約先の定期清掃作業で、脚立に乗って窓の清掃をしていた時にバランスを崩して脚立から転落したものの。			事故の型	転落			起因物	脚立		
	発生原因			概略図							
再発防止策	脚立の設置場所が窓から離れていたが、脚立を移動させることなく、身を乗り出して不安定な姿勢での作業となったこと。										
	不安定な作業姿勢で作業を行わないために、脚立の設置場所を作業場所に近い所に設置すること。また、身を乗り出すような不安定な姿勢で作業することがないよう、脚立を移動させながら作業をすること。			<p><ワンポイントアドバイス> 【脚立作業のチェックリスト】 1. 脚立は次に定めるところによっているか 丈夫な構造であるか 材料は著しい傷、腐食等がないか 脚と水平面との角度は75度以下かつ、開き止め金具等を具備しているか 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有しているか 2. 脚立の天板上で作業していないか 3. 作業床の端で脚立を使用していないか</p>							

事例(2)

発生概要		回転中のベルトに指を巻き込まれる									
業種	自動車修理業	職種	自動車整備士	年齢	40代	性別	男	災害程度	休業1週間	経験	22年
発生状況	中型貸切バスの点検中に異音があったため、原因を特定するためにベルトの端にサンドペーパーを当てて音の変化を確認しようとした。この際、高速回転するモーター部分に手袋と共に指を巻き込まれたもの。			事故の型	巻き込まれ			起因物	ベルト		
	発生原因										
再発防止策	エンジン停止せずに、点検を行ったこと。 作業手順書は作成されていたが、工場長が保管しており、周知されていなかった。			<p><ワンポイントアドバイス> 機械のそうじ、給油、検査又は修理等の作業を行う場合は、運転を停止するとともに、他の作業者が運転開始しないように、起動スイッチに「点検中」等の掲示を行うようにしましょう。また、機械の停止ボタンを押した後、惰性で回転が続いている個所を手を入れて巻き込まれる災害も発生しているため、確実に機械が停止したことを確認するよう徹底してください。</p>							
	点検作業等は、エンジンを完全停止させること。 作業手順書の周知徹底及び作業手順を順守すること。										

1. 災害発生状況は、同種災害防止の見地から編集を加えて作成しています。
2. 災害防止対策、コメントは、必ずしも法令違反を構成するものではなく、安全管理上望ましい対策を含めて取りまとめてあります。